

【夫婦会員の会費制度について】

令和8年4月から夫婦会員制度を始めました。

同居の夫婦を対象に会員登録をされた場合に、夫婦会員どちらか1名分の年会費を半額にいたします。

夫婦で会員登録されている期間に限ります。（申請書の提出が必要です。）

※ 詳細につきましては、センター事務局までお問い合わせください。

別表 (第4条)

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

夫婦会員の会費申請書

会費規程第2条及び夫婦会員の会費内規第3条において、_____年度分の会費減額を下記のとおり申請します。

1. 申請者

会員番号	会員氏名	減額を受ける者 ○を記入

2. 確認事項

夫婦会員に該当することを確認し、チェック (☑) をすること。

- 同居である。
- 書類等による証明 (書類等添付)
- 会費の納入が、口座引落である。

3. 了承事項

下記の項目を了承したうえで、チェック (☑) をすること。

- 会報その他通信書類が、夫婦会員に1通の送付になること。
- 減額期間が、当該年度中であること。